

中部運輸局自動車交通部

令和元年11月15日14時00分発表

連絡先：
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 岡田、金森、中西
TEL 052-952-8038
中部運輸局静岡運輸支局
輸送・監査担当 小松田、保本、大谷
TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

貸切バス事業者に対する事業停止処分

中部運輸局は道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：星揚株式会社（代表取締役 村松 揚揚）
住 所：静岡県浜松市中区住吉1-25-8
営 業 所：本社営業所（静岡県浜松市中区葵西4-20-17）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和元年11月15日
処分内容：37日間の事業停止及び文書警告

3. 主な違反内容（すべての違反内容及び違反条項は別紙参照）

- ①運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
- ②点呼を実施していなかった。（一部未実施）
- ③乗務等の記録及び運行指示書の記載事項が不適切であった。

4. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 37点
当該事業者が付された累積違反点数 61点

(参考)

・事業停止処分について

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準及び旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について」（平成28年11月30日付け中運局示第82号）記I 4.（1）①及び③による。

・監査実施の端緒について

中運局公示80号『一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について』3. ⑬に規定する継続的な監視が必要な事業者として一般監査を実施。

違反内容		違反条項
①	必要な員数の運行管理者を選任していなかった。	道路運送法第23条第1項
②	運送引受書の記載事項が不適切であった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
③	運送引受書の写しを保存していなかった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第2項
④	運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
⑤	点呼を実施していなかった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項
⑥	点呼の記録を保存していなかった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
⑦	乗務等の記録をしていなかった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項
⑧	乗務等の記録の記載事項が不適切であった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項
⑨	運行記録計による記録をしていなかった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項
⑩	運行指示書の記載事項が不適切であった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項
⑪	運行指示書を保存していなかった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項
⑫	乗務員台帳を確実に保存していなかった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第37条第2項
⑬	輸送実績報告書を提出していなかった。	道路運送法第94条第1項 旅客自動車運送事業等報告規則第2条
⑭	複数書類の管理が不適切であり、速やかに提示できなかった。	道路運送法第27条第3項 旅客自動車運送事業運輸規則第69条